

資料編

精密検査(確認検査)におけるHTLV-1抗体検査結果が 陽性であった妊婦の方へ

あなたから採血して調べた精密検査(確認検査)におけるHTLV-1抗体検査の結果は陽性でした。この結果は、「HTLV-1に感染している可能性が高いことを意味し、あなたはHTLV-1キャリアであると考えられます。

HTLV-1は主に母乳を介して母子感染します。

愛知県では、出産後の赤ちゃんの栄養方法の選択、そして選択した栄養方法を完遂するための相談や、自分自身や家族の健康など、あなたの不安に対する身近な相談先として、お住まいの保健機関(市町村保健センター等)をご案内しております。

保健機関での相談を希望される場合は、下記太枠内を御記入いただき、主治医あるいは看護師に御提出下さい。

また、今回何らかの理由で連絡を希望されない場合でも、いつでも保健機関にサポートを依頼することができます。

なお、相談内容については、プライバシーに配慮し秘密は厳守いたします。

HTLV-1抗体検査結果等に関する情報提供について

主治医 殿

私のHTLV-1抗体検査結果等(裏面の内容)について、保健機関(機関名)に対して情報提供することを同意します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

連絡先(電話番号)

医療機関名：

担当医師(説明者)氏名：

連絡先(電話)：

市町村への連絡票

1 ふりがな 氏名(母)

2 HTLV-1 抗体検査結果

○スクリーニング検査 実施日(平成 年 月 日) 結果:陽性

○確認検査(WB法) 実施日(平成 年 月 日)

結果(いずれかに○をつける)

陰性 陽性 判定保留

(PCR検査の結果:)

3 選択した栄養方法

①人工栄養 ②短期母乳栄養(90日未満) ③凍結母乳栄養 ④未定(考え中)

4 HTLV-1 についてあなた(母)が相談している人(複数回答可)

①夫 ②実母 ③実父 ④友人

⑤医療機関のスタッフ(医師・看護師・助産師・その他)

⑥誰もいない ⑦その他()

5 妊娠週数または出産日

◆妊娠週数 _____ 週

◆出産(予定)年月日:平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

記入年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

紹介医療機関名 _____

妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査結果が 陽性(要精密検査)であった妊婦の方へ

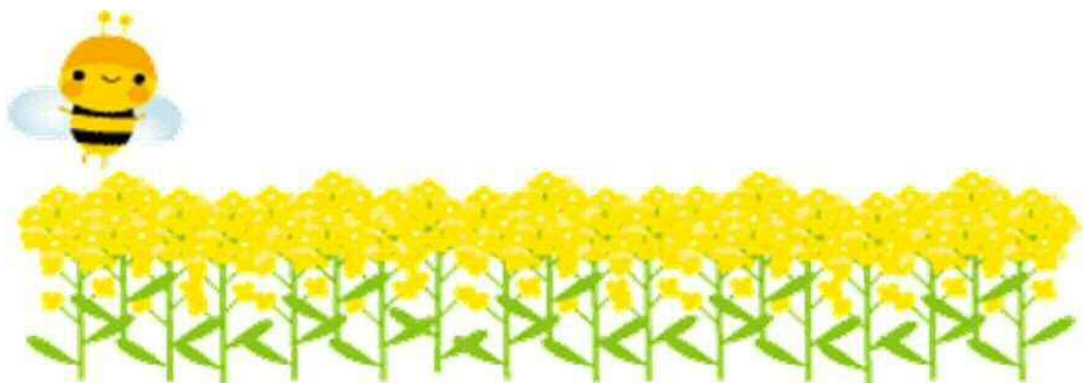


先日、あなたから採血して調べた HTLV-1 抗体検査の結果は陽性でした。しかし、これは「あなたは HTLV-1 に感染しています」ということをただちに意味するものではなく、さらにウェスタンブロット法という精密検査(確認検査)を行う必要があります。

ウェスタンブロット法の検査結果が陽性であった場合は、「HTLV-1 に感染している可能性が高い」、陰性の場合は「HTLV-1 に感染している可能性は低い」と判断します。

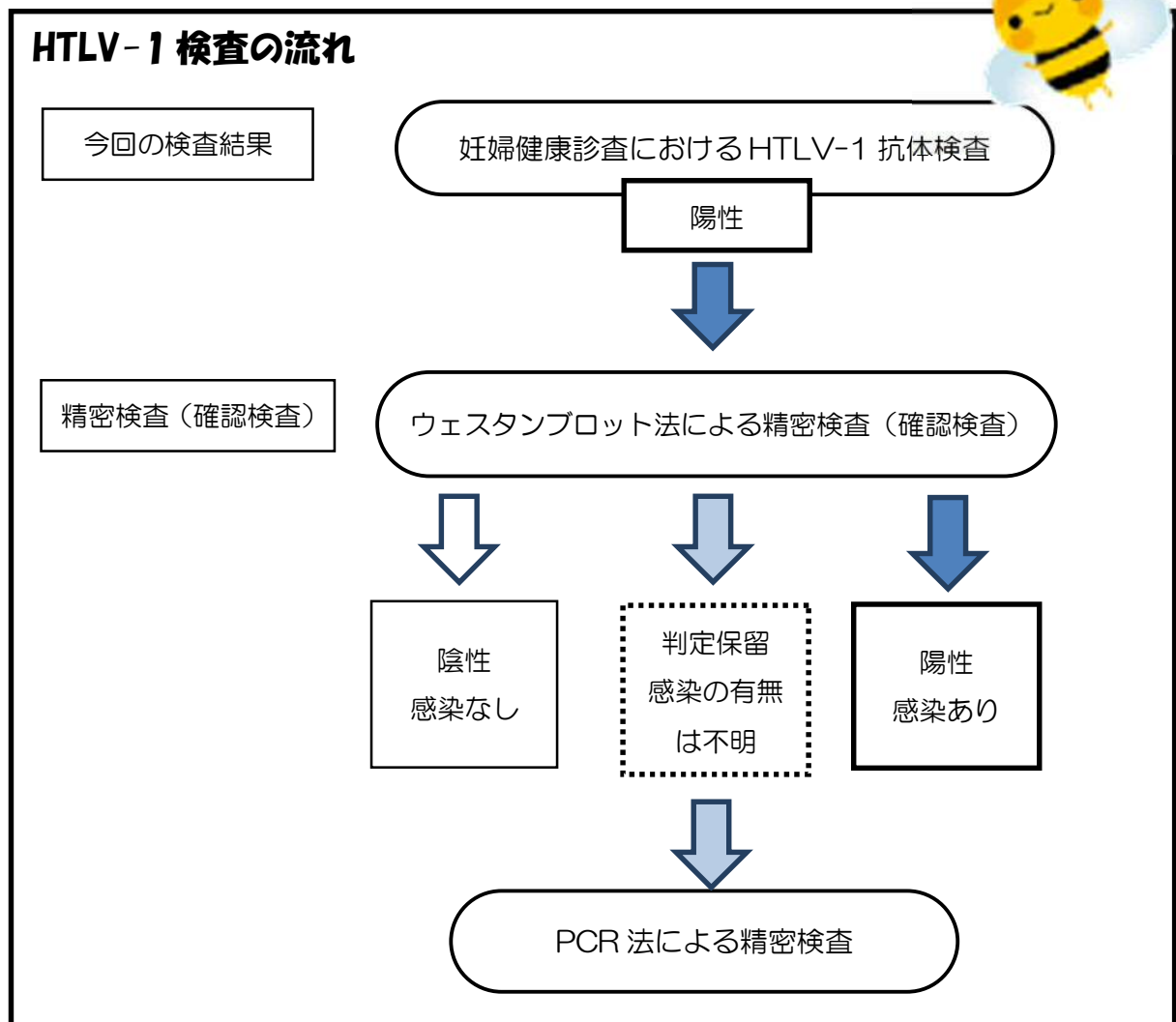
ただし、一部に精密検査(確認検査)の結果が「判定保留」となる場合があります、この場合は「HTLV-1 に感染しているかどうか現在のところ不明」となります。検査の流れは裏面を参考にしてください。

今回の検査の結果を受けて、不安なことや質問したいことがありましたら、かかりつけの産婦人科医または、主治医にお尋ねください。





HTLV-1 検査の流れ



抗体検査 (血清検査)

PA 法 (粒子凝集法) や CLEIA 法 (酵素免疫測定法) により検査を実施。いずれの検査方法にも非特異反応による偽陽性が存在するため、陽性の場合には**必ず精密検査**を行なう。

精密検査 (確認検査)

WB 法 (ウェスタンブロット法) を実施 (保険適用)。陰性・陽性以外に判定保留という結果が出ることもある。

判定保留の場合の精密検査

WB 法が「判定保留」の場合、PCR 法 (ポリメラーゼ連鎖反応法) を実施することが望ましい。(保険収載)

精密検査(確認検査)における HTLV-1 抗体検査結果が陽性であった妊婦の方へ



先日、あなたから採血して調べた HTLV-1 抗体検査の精密検査結果は陽性でした。この結果は、「HTLV-1 に感染している可能性が高い」ことを意味し、HTLV-1 キャリアであると考えられます。

以下に HTLV-1 キャリアとして知っておいていただきたいことをご説明します。主治医からの説明は、HTLV-1 キャリアであるご本人に対して行うものですが、ご主人やその他のご家族への説明を希望される場合は、主治医にその旨をお伝えください。

かかりつけの産婦人科以外に、愛知県では、お母さん自身のことやお子さんの授乳方法、お子さんの検査など、専門医療機関でも相談を実施しております。詳しくは、主治医にお尋ねください。

また、今後お母さん自身のこと、お子さんのことなど、色々な不安があると思います。お住まいの市町村では、家庭訪問や乳幼児健康診査などを通して、キャリアのお母さんの支援を行っていきます。支援を希望される場合は、お住まいの市町村に情報提供することにご同意いただきますようお願いいたします。



【知っておいていただきたいこと】

1) HTLV-1 キャリアとは何ですか？

一般的に、ウィルスに感染し、そのウィルスが体内に残っていても、何も病気を発症していない人のことを「キャリア」と言います。ウィルスに感染しても病気を発症するとは限りません。

実際、私達の体の中には何種類ものウィルスが持続感染、または潜伏しており私達は皆、何らかのウィルスのキャリアであると言えます（例「水ぼうそう」）。

「HTLV-1」というウィルスに感染していても、何も病気を発症していない人のことを「HTLV-1 キャリア」と言います。

2) HTLV-1 ウィルスはどんなウィルスですか？

HTLV-1 は私達のリンパ球（免疫を司る細胞、白血球の一つ）に感染し、一生涯そこに留まり持続感染状態になります。ほとんどのHTLV-1 キャリアの方は、病気を発症することなく一生を過ごしますが、一部の方は、成人T細胞白血病（ATL）、やHTLV-1 関連脊髄症（HAM）などの病気を発症します。

3) ATLやHAMとはどんな病気ですか？

ATLとはHTLV-1に感染したリンパ球ががん化したもので、白血病になるタイプとリンパ腫になるタイプがあります。ATLの発症は40歳頃まではほとんどなく、それ以降年間キャリア約1,000人に1人の割合で発症（生涯を通じての発症率は5%です。）し、男性に発症することが多いとされています。

HAMは30～50歳位の発症が多く、年間キャリア約3万人に1人の割合で起こる病気で歩行障害や排尿障害が起こります。

4) ATLやHAMを防ぐにはどうしたら良いですか？

一旦キャリアになった方がATLやHAMの発症を防ぐ方法は、まだ見つかっていません。現在のところこれらの病気を防ぐ唯一の方法はキャリアになることを防ぐことです。特にATLは母子感染によってキャリアになった方だけに発症する病気であるため、母子感染を防ぐことがとても大切です。

5) 子どもの栄養方法をどうしたら良いか迷っています。

母乳をあげたら絶対感染するわけではありません。また、まったく母乳を与えなかった場合でも感染の可能性がゼロになる訳ではありません。

本来、母乳は赤ちゃんにとって良いものですから、迷うのは当然のことです。しかし、ATLの予防という意味では、それぞれのお母さんにとって無理のない形で母子感染の可能性を少しでも小さくすることは大切なことと考えます。

原則、完全人工栄養をお勧めしていますが、お子さんのことを考えて選んだ栄養方法はどれをとっても「お子さんへの愛情」からくるものですから医療関係者、保健関係者はそれをサポートします。

6) 子どものことだけでなく、自分自身のことや家族のことなど、他にも知りたいこと、相談したいことがあるのですが相談できる専門病院はありますか？

かかりつけの産婦人科以外に、愛知県内では、厚生労働省のHTLV-1に関する研究班に協力している医療機関においても相談に応じることができます。主治医にその旨ご相談ください。



7) 病院以外に相談できる場所はありますか。

市町村では、家庭訪問や乳幼児健診などを通して子育て支援を行っています。気軽にご相談ください。

また、県内保健所では、HTLV-1に関する全般的な相談に対応しております。家族の方のことなどご心配なことがありましたらご相談ください。

8) 子どもへの関わり方で気をつけることはありますか？

栄養方法のこと以外には特に気をつけることはありません。

9) 子どもが感染したか確認するにはどうしたら良いですか。

子どもに感染したかどうか、確認したい場合は、3歳以降にかかりつけの小児科医や専門医療機関等に御相談ください。

【母子感染を予防するための栄養方法】

HTLV-1は主に母乳を介して母子感染します。（ただし、その他の感染経路で低率ですが感染する場合があります。）授乳期間が長いほど感染する率が高くなることが知られています。

3か月以上母乳を飲ませた場合	15%~20%	が感染します。
人工乳のみで育てた場合	約3%	

また、満3か月（90日を越えない期間）までの短期間のみの母乳栄養であれば、人工栄養とあまり感染率が変わらなかったという報告もあります。

したがって、子どもへの感染の可能性を低くするための方法は

①母乳を与えずに人工乳のみで育てる方法（完全人工栄養）。

原則として、完全人工栄養をお勧めしています。

②母乳を与える期間を3か月まで（90日を越えない期間）与え、その後人工乳に切り替えて育てる方法（短期母乳栄養）。

③母乳を搾乳し一旦凍結してから飲ませる方法（凍結母乳栄養）。

母乳を凍結することでウィルスの感染力を失わせる可能性はあるがデータ数が少なく確実ではない。

現在、ワクチンや抗ウィルス薬は開発されていないため、親の意思による栄養方法の選択以外には、感染の可能性を減らす方法はありません。



精密検査(確認検査)における HTLV-1 抗体検査結果が 判定保留であった妊婦の方へ



先日、あなたから採血して調べた HTLV-1 抗体検査の精密検査（確認検査）の結果は、「判定保留」でした。

これは、あなたが「HTLV-1 に感染している可能性が高い」のか「HTLV-1 に感染している可能性が低い」のか、抗体検査では判断できなかったということになります。この場合は、PCR 法を行うことが望ましいでしょう（2016 年 4 月保険収載）。

この検査が「陰性」であれば母乳栄養を与えることができます。

ただし、この方法で検査を行っても HTLV-1 の感染の有無について 100%確実に判定できるわけではありません。この検査を希望する場合は主治医にご相談ください。

PCR 検査を希望されず、判定保留であった場合に HTLV-1 キャリアと同様の母子感染予防を講じたほうが良いのかどうか現時点では医学的な結論が出ていません。

HTLV-1 キャリアと同様な対応（感染しているものとして対応すること）を希望する場合は、その旨を主治医に伝えてください。

母子感染を予防するためには、授乳方法を工夫する必要があります。それぞれメリット、デメリットがありますので主治医にご相談ください。



*確定検査が陽性と判定された妊婦の意思決定支援（面接等）で活用する。



HTLV-1フォローアップシート

《HTLV-1抗体検査の説明》スクリーニング検査(妊娠30週までに行う)が陽性で、確定検査を行う際の説明。

確定検査について説明を受けた日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 説明者 _____ 主治医・その他（ _____ ）
 説明内容 _____ わかった _____ よくわからなかった _____

相談したいこと

《キャリア妊婦であることの説明》確定検査(WB法) (又はPCR法)の結果が陽性であることの説明

説明を受けた日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 説明者 _____ 主治医・その他（ _____ ）
 説明内容 _____ わかった _____ よくわからなかった _____

相談したいこと

《赤ちゃんの栄養方法の選択》妊娠35週までに決める

栄養方法を決めたのは _____ 年 _____ 月 _____ 日 妊娠 _____ 週のと看

- ① ミルク（人工栄養）にする
- ② 3か月未満(90日未満)まで母乳を与える（短期母乳栄養）
- ③ 母乳を搾って冷凍・解凍して与える(凍結母乳栄養)
- ④ その他（ _____ ）

《赤ちゃんの栄養方法やHTLV-1について相談できる人の有無》

- ① いる 主治医、助産師、保健師、家族（夫・実母・その他）、HTLV-1キャリアの友人、
 その他（ _____ ）
- ② これから探す
- ③ 紹介して欲しい

子どもの感染確認（3歳以降） 退院時又は1か月健診時に説明を受ける

- ①希望する
 子どものHTLV-1抗体価検査（予定 _____ 年 _____ 月頃）
- ②希望しない

相談したいこと



HTLV-1フォローアップシート

(母乳栄養を選択したお母さんへ)

《選択した母乳栄養方法》

- ① 3か月未満(90日未満)まで母乳を与える(短期母乳栄養)
- ② 母乳を搾って冷凍・解凍して与える(凍結母乳栄養)

《短期母乳栄養と凍結母乳栄養の具体的な方法について》

説明を受けた日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

説明者 _____ 主治医・その他(_____)

説明内容 _____ わかった _____ よくわからなかった

相談したいこと

《3か月未満(90日未満)で母乳をやめることについて》

説明を受けた日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

説明者 _____ 主治医・その他(_____)

説明内容 _____ わかった _____ よくわからなかった

相談したいこと

《母乳をやめることについて相談できる人》

※母乳をやめるにあたり、1か月前くらいから準備をする必要があります。

- ① いる 主治医、助産師、保健師、家族(夫・実母・その他)
HTLV-1キャリアの友人、その他(_____)
- ② これから探す
- ③ 紹介して欲しい

相談したいこと

【参考】「HTLV-1 母子感染予防対策マニュアル（平成 28 年度厚生労働行政推進調査事業補助金・成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）より」

○ 短期母乳栄養の方法

短期母乳栄養を選択する場合

- 1) 短期母乳栄養を選択したとしても、十分な母乳分泌が得られない場合は、医師や助産師と相談していただき人工栄養との混合栄養でもかまいません。
- 2) 母乳を中断するには困難を伴うことがあり、母乳栄養期間が長期化してしまう恐れがあります。生後 60 日を超えたあたりから、90 日までに直接授乳（乳房より母乳を与えること）を中止するための準備を少しずつ始めます。具体的には、搾乳した母乳を哺乳瓶で与えたり、人工乳を導入する等によって、赤ちゃんがおっぱいと哺乳瓶の違いに混乱し上手に飲めなくなるリスクを少しでも減らすようにします。
- 3) 生後 90 日まで完全母乳栄養とし、その後速やかに直接授乳を中断する方法もあります。しかし、直ちに直接授乳を中止することはしばしば困難な場合がありますので、短期母乳栄養を選択された場合には、あらかじめどのように直接授乳を止めるかについて医師や助産師と相談しておくといでしょう。
- 4) 90 日以後は人工栄養とします。しかし、どうしても何らかの形で母乳を与えたいと強く望まれる場合は、搾乳し冷凍保存後解凍してから哺乳瓶で与えることもできますが、このような方法が感染予防に効果があるかどうかは、現時点で確実ではありません。
- 5) 乳房トラブルについての対応例

Q1 どのくらいの期間で母乳から人工乳に切り替えられますか？

A 人工乳に変えると決めたら、少しずつ搾乳して乳房圧をさげながら、食事の量や油もの、水分の摂取量を調節し、圧迫帯をして母乳をのませないようにします。少なくとも 2 週間程度は必要かと思います。

Q2 おっぱいが痛くてしかたがないのですが。

A お風呂にも肩までは入らないようにして、身体全体は冷やしすぎないようにしながら、濡れタオルでおっぱいを冷やします。腋も少し冷やしてもよいでしょう。これが、確実にできると 3 カ月間母乳分泌がよい状態であっても、3～4 日で乳房の緊満がおさまってくると思います。この状態で一度排乳してもらおうと母親の肩の凝りも、背部の張った感じも消えて楽になってくると思います。次の 4～5 日も同じようにします。5 日目に排乳し、その時の乳房の状態を参考して、数日後にもう一度排乳するかどうか決めましょう。排乳は自分でもできなくはありませんが、助産師にもらった方がよいかもしれません。また、こどもを抱っこしても、おっぱいが痛いと思いますので、ご家族にも協力していただくといと思います。乳汁の分泌が過多気味ときは、乳腺炎に注意する必要がありますので、専門家に相談を仰ぐといでしょう。

Q3 哺乳瓶での授乳を子どもが泣いて嫌がるのですが、どうすればよいですか。

A 辛抱していただくしかないのですが、どうしても人工の乳首を拒否するようでしたら、哺乳瓶ではなくカップでのませるといことも考慮してもよいと思います。お母さんがお子さんの欲求に屈し、おっぱいの痛さも手伝ってつい乳首を含ませしまうと、なかなか母乳をやめられないこともしばしばです。短期母乳栄養を選択した場合には、2) で述べたように 2～4 週間前から計画的に取り組んでいきましょう。

○ 凍結母乳栄養の方法

凍結母乳栄養を選択する場合

1. 母乳パックの作り方

以下の搾乳の準備と方法を参考に搾乳してください。

- ① 搾乳した母乳は母乳パックまたは哺乳びんに入れます。
 - 1回の搾乳で1パックの母乳パックをつくります。
 - 母乳パックは出産した病院の売店などで販売しています（詳細は、助産師などスタッフにお尋ねください）。
- ② 母乳パックの内側には触れないようにしましょう。
 - 購入された母乳パックに書かれている説明書を参考に、手をよく洗うなど清潔に取り扱いましょう。
- ③ 母乳パックの表面（シール）に、搾乳した年月日と搾乳開始時間を油性マジックで記入しましょう。
- ④ 24時間以上冷凍してからお使いください。“おいしさをそのまま凍らせる技術”と銘打った cell alive system (CAS) の冷凍庫の使用は避けた方がよいという指摘もありますが、どのようなタイプの冷凍庫が効果的であるのかについての十分なデータはありません。
- ⑤ 冷凍庫に入れる時はジップロックやビニール袋に入れ、他の食品に触れないようにしましょう。一つ一つをラップなどで包む必要はありません。
- ⑥ 一度溶けてしまった母乳は再冷凍できません。解凍した母乳は冷蔵庫で保存し 24 時間以内に使用しましょう。
- ⑦ 凍結母乳の保存期間は 3 か月です。温度が変わりやすいドアポケットや自動霜取り装置の側にはおかないようにしましょう。
- ⑧ 哺乳びんを使用するときは、哺乳びんの消毒をして、清潔に扱ってください。
※搾乳の仕方は、助産師などから説明を受けましょう。搾乳器を使用する方法もあります。自分にあった搾乳器を使用しましょう。

2. 凍結母乳の解凍・加温方法

- ① 凍結した母乳の解凍は、室温で放置し自然解凍させるか、流水で解凍してください。微温湯（30～40℃）での解凍は20分以内で終わるようにします（微温湯につけておくのは20分以内）。
- ② 一度あたためたら4時間以内に使い切ってください。
- ③ 解凍された母乳を1回分の授乳量に分け哺乳びんに入れます。残りは冷蔵庫に入れておき24時間以内に使い切ります。
- ④ 授乳前に室温（27℃くらい）まで母乳を温めます。電子レンジで加温することは避けてください。

○ 県・市町村・保健所相談窓口一覧

資料6

【県及び市町村相談窓口】

平成29年11月30日現在

	担当課名（施設名）	〒	住 所	電 話
愛知県	健康福祉部児童家庭課	460-8501	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	052-954-6283
名古屋市	千種保健所	464-0841	名古屋市千種区覚王山通8-37	052-753-1951
名古屋市	東保健所	461-0003	名古屋市東区筒井一丁目7-74	052-934-1205
名古屋市	北保健所	462-8522	名古屋市北区清水四丁目17-1	052-917-6541
名古屋市	西保健所	451-8508	名古屋市西区花の木二丁目18-1	052-523-4601
名古屋市	中村保健所	453-0024	名古屋市中村区名楽町4-7-18	052-481-2216
名古屋市	中保健所	460-8447	名古屋市中区栄四丁目1-8	052-265-2250
名古屋市	昭和保健所	466-0027	名古屋市昭和区阿由知通3-19	052-735-3950
名古屋市	瑞穂保健所	467-0027	名古屋市瑞穂区田辺通3-45-2	052-837-3241
名古屋市	熱田保健所	456-0031	名古屋市熱田区神宮三丁目1-15	052-683-9670
名古屋市	中川保健所	454-0911	名古屋市中川区高畑一丁目223	052-363-4455
名古屋市	港保健所	455-0015	名古屋市港区港栄二丁目2-1	052-651-6471
名古屋市	南保健所	457-0833	名古屋市南区東又兵衛町5-1-1	052-614-2811
名古屋市	守山保健所	463-0011	名古屋市守山区小幡一丁目3-1	052-796-4610
名古屋市	緑保健所	458-0033	名古屋市緑区相原郷一丁目715	052-891-1411
名古屋市	名東保健所	465-8506	名古屋市名東区上社二丁目50	052-778-3104
名古屋市	天白保健所	468-0056	名古屋市天白区島田二丁目201	052-807-3900
豊橋市	こども保健課	441-8539	豊橋市中野町字中原100番地	0532-39-9160
岡崎市	保健部生活衛生課 （感染症対策係）	444-8545	岡崎市若宮町2丁目1-1	0564-23-6714
	保健部健康増進課 （母子保健2係）	444-8545	岡崎市若宮町2丁目1-1	0564-23-6084
豊田市	子ども部子ども家庭課 母子保健担当	471-8501	豊田市西町3-60 豊田市役所東庁舎2階	0565-34-6636
一宮市	一宮市中保健センター	491-0076	一宮市貴船町3丁目2番地	0586-72-1121
瀬戸市	健康福祉部健康課	489-0919	瀬戸市川端町1-31	0561-85-5511
半田市	半田市保健センター	475-0817	半田市東洋町2-29-6	0569-84-0646
春日井市	青少年子ども部 子ども政策課	486-8686	春日井市鳥居松町5丁目44番地	0568-85-6171
豊川市	豊川市保健センター	442-0879	豊川市菟山町3丁目77-1・77-7	0533-89-0610

	担当課名（施設名）	〒	住 所	電 話
津島市	津島市保健センター	496-0863	津島市上之町1-60	0567-23-1551
碧南市	碧南市保健センター	447-0855	碧南市天王町1-70	0566-48-3751
刈谷市	刈谷市保健センター	448-0858	刈谷市若松町3-8-2	0566-23-8877
安城市	安城市保健センター	446-0045	安城市横山町下毛賀知106-1	0566-76-1133
西尾市	西尾市保健センター	445-0071	西尾市熊味町小松島32	0563-57-0661
蒲郡市	蒲郡市保健センター	443-0036	蒲郡市浜町4	0533-67-1151
犬山市	犬山市保健センター	484-0086	犬山市松本町一丁目121番地	0568-61-1176
常滑市	常滑市保健センター	479-0868	常滑市飛香台3-3-3	0569-34-7000
江南市	江南市保健センター	483-8177	江南市北野町川石25-11	0587-56-4111
小牧市	小牧市保健センター	485-0044	小牧市常普請1丁目318	0568-75-6471
稲沢市	福祉保健部健康推進課 （稲沢市保健センター）	492-8217	稲沢市稲沢町前田365-16	0587-21-2300
新城市	新城保健センター	441-1301	新城市矢部字上ノ川1-8	0536-23-8551
東海市	東海市しあわせ村 健康推進課	476-0003	東海市荒尾町西廻間2-1	052-689-1600
大府市	大府市保健センター	474-0035	大府市江端町4-2	0562-47-8000
知多市	知多市保健センター	478-0017	知多市新知字永井2番地の1	0562-54-1300
知立市	知立市保健センター	472-0031	知立市桜木町桜木11-2	0566-82-8211
尾張旭市	尾張旭市保健福祉センター	488-0074	尾張旭市新居町明才切57	0561-55-6800
高浜市	福祉部保健福祉グループ	444-1334	高浜市春日町5-165 高浜市いきいき広場内	0566-52-9871
岩倉市	岩倉市保健センター	482-0024	岩倉市旭町一丁目20番地	0587-37-3511
豊明市	豊明市保健センター	470-1121	豊明市西川町島原11-14	0562-93-1611
日進市	日進市保健センター	470-0131	日進市岩崎町兼場101-1	0561-72-0770
田原市	健康福祉部健康課	441-3492	田原市田原町南番場30-1	0531-23-3515
愛西市	健康福祉部健康推進課	496-0907	愛西市稲葉町米野225番地1	0567-28-5833
清須市	健康福祉部健康推進課	452-8569	清須市須ヶ口1238番地	052-400-2911
北名古屋	北名古屋保健センター	481-0041	北名古屋九之坪笹塚1番地	0568-23-4000

	担当課名（施設名）	〒	住 所	電 話
弥富市	民生部健康推進課	498-8501	弥富市前ヶ須町南本田335	0567-65-1111
みよし市	健康推進課 （みよし市保健センター）	470-0224	みよし市三好町陣取山54	0561-34-5311
あま市	市民生活部健康推進課	490-1104	あま市西今宿馬洗46番地	052-443-0005
長久手市	福祉部健康推進課 （長久手市保健センター）	480-1196	長久手市岩作城の内101-1	0561-63-3300
東郷町	健康部健康課	470-0162	愛知郡東郷町春木字西羽根穴2225-4 イーストプラザいこまい館内	0561-37-5813
豊山町	豊山町保健センター	480-0292	西春日井郡豊山町豊場字新栄260	0568-28-3150
大口町	大口町保健センター	480-0126	丹羽郡大口町伝右1-35	0587-94-0051
扶桑町	扶桑町保健センター	480-0103	丹羽郡扶桑町大字柏森字中切254	0587-93-8300
大治町	大治町保健センター	490-1143	海部郡大治町砂子字西河原14-3	052-444-2714
蟹江町	蟹江町保健センター	497-0052	海部郡蟹江町西之森7-65	0567-96-5711
飛島村	民生部保健福祉課	490-1434	海部郡飛島村大字松之郷三丁目46番地の1	0567-52-1001
阿久比町	阿久比町保健センター	470-2292	知多郡阿久比町大字卯坂字丸の内85	0569-48-1111
東浦町	東浦町保健センター	470-2103	知多郡東浦町石浜字岐路21	0562-83-9677
南知多町	南知多町保健センター	470-3495	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18	0569-65-0711
美浜町	美浜町保健センター	470-2492	知多郡美浜町大字河和字北田面106	0569-82-1111
武豊町	武豊町保健センター	470-2334	知多郡武豊町字中根4-83	0569-72-2500
幸田町	幸田町保健センター	444-0113	額田郡幸田町大字菱池字錦田84	0564-62-8158
設楽町	したら保健福祉センター	441-2301	北設楽郡設楽町田口向木屋4	0536-62-0901
東栄町	住民福祉課 保健衛生係	449-0292	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25	0536-76-0503
豊根村	豊根村保健福祉センター	449-0404	北設楽郡豊根村上黒川字長野田26	0536-85-5055

【愛知県保健所相談窓口】

平成29年11月30日現在

所属		郵便番号	住 所	電話番号
保健所名	担当課			
一宮保健所	健康支援課	491-0867	一宮市古金町1-3	0586-72-0321
瀬戸保健所	健康支援課	489-0808	瀬戸市見付町38-1	0561-82-2157
春日井保健所	健康支援課	486-0927	春日井市柏井町2-31	0568-31-2133
江南保健所	健康支援課	483-8146	江南市布袋下山町西80	0587-56-2157
清須保健所	健康支援課	452-0961	清須市春日振形129 (清須市春日老人福祉センター内)	052-401-2100
津島保健所	健康支援課	496-0038	津島市橘町4-50-2	0567-26-4137
半田保健所	健康支援課	475-0903	半田市出口町1-45-4	0569-21-3354
知多保健所	健康支援課	478-0001	知多市八幡字荒古後88-2	0562-32-6211
衣浦東部保健所	健康支援課	448-0857	刈谷市大手町1-12	0566-21-9338
西尾保健所	健康支援課	445-0073	西尾市寄住町下田12	0563-56-5241
新城保健所	健康支援課	441-1326	新城市字中野6-1	0536-22-2205
豊川保健所	健康支援課	442-0068	豊川市諏訪3-237	0533-86-3189

愛知県 HTLV-1 母子感染対策協議会設置要領

(目的)

第1 愛知県における HTLV-1 母子感染に関する実情を把握し、妊婦に対する HTLV-1 抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上等の実施により HTLV-1 母子感染を防ぐための体制の整備を図るために愛知県 HTLV-1 母子感染対策協議会(以下「協議会」とする。)を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について検討及び協議する。

- (1) 妊婦に対する HTLV-1 抗体検査の適切な実施に関する事項
- (2) HTLV-1 母子感染に係る相談窓口に関する事項
- (3) HTLV-1 母子感染に関する普及啓発に関する事項
- (4) HTLV-1 母子感染対策に携わる関係者の研修及びその他保健指導の向上に関する事項
- (5) HTLV-1 母子感染対策に係る医療機関の連携に関する事項
- (6) HTLV-1 母子感染対策の評価に関する事項

(構成員)

第3 協議会は、次に掲げる関係者のうち、健康福祉部保健医療局長が適任と認めた者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 愛知県産婦人科医会の代表
- (3) 愛知県小児科医会の代表
- (4) 愛知県周産期医療協議会の代表
- (5) 公益社団法人愛知県助産師会の代表
- (6) 保健所の代表
- (7) 市町村の代表
- (8) 行政関係者
- (9) その他必要と認めるもの

(会長)

第4 協議会には、会長を置く。

会長は、健康福祉部保健医療局技監とする。

(協議会)

第5 協議会は、健康福祉部保健医療局長が招集する。

協議会においては、会長が議長となる。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、健康福祉部児童家庭課において処理する。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

愛知県HTLV-1母子感染対策協議会構成員名簿

資料8

(敬称略五十音順)

所 属	職 名	氏 名	備考
名古屋市立大学大学院医学研究科 血液・腫瘍内科学	准教授	石 田 高 司	H25.26年度
岡崎市保健部健康増進課	助産師	太 田 俊 子	H25.26年度
名古屋市子ども青少年局 子育て支援部子育て支援課	係 長	岡 本 理 恵	H25年度
	保健師	森 郁 子	H26年度
愛知県豊川保健所健康支援課	課長補佐	塩 之 谷 真 弓	H25年度
愛知県春日井保健所健康支援課	主任主査	杉 浦 小 百 合	H26年度
名古屋市立大学大学院医学研究科 新生児・小児医学	助 教	杉 浦 時 雄	H25.26年度
公益社団法人愛知県助産師会	理 事	鈴 木 和 代	H25.26年度
愛知県産婦人科医会	理 事	鈴 木 正 利	H25.26年度
東海市市民福祉部健康推進課	主 幹	柘 植 由 美	H25.26年度
愛知県津島保健所健康支援課	主 査	中 根 恵 美 子	H25年度
愛知県周産期医療協議会	会 長	二 村 真 秀	H25年度
		松 澤 克 治	H26年度
愛知県小児科医会	理 事	水 野 美 穂 子	H25.26年度
愛知県健康福祉部保健医療局	技 監	松 本 一 年	H25.26年度
あいち小児保健医療総合センター 保健センター	保健センター長	山 崎 嘉 久	H25.26年度
豊田市子ども部子ども家庭課	主任主査	横 山 か お り	H25.26年度
豊橋市健康部保健所 こども保健課	保健師	渡 邊 文 子	H25年度
		元 吉 レ イ 子	H26年度

引用文献

- 1 「HTLV-1母子感染予防対策 医師向け手引き」
平成21年度厚生労働科学研究費補助金 厚生労働科学特別研究事業
「HTLV-1母子感染予防に関する研究」報告書（改訂版）
研究代表者 斉藤 滋（富山大学大学院教授）
平成23年3月

- 2 「HTLV-1母子感染予防対策 保健指導マニュアル」
平成22年度厚生労働科学特別研究事業
「ヒト細胞白血病ウイルス-1型（HTLV-1）母子感染予防のための保健指導の標準化に関する研究」
研究代表者 森内 浩幸（長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授）

- 3 HTLV-1キャリア指導の手引き
厚生労働省研究班
「本邦におけるHTLV-1感染及び関連疾患の実態調査と総合対策」

- 4 「HTLV-1母子感染予防対策マニュアル」
平成28年度厚生労働行政推進調査事業費補助金・成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
「HTLV-1母子感染予防に関する研究：HTLV-1抗体陽性妊婦からの出生時のコホート研究」
研究代表者 板橋家頭夫（昭和大学医学部小児科学講座）



HTLV-1 母子感染予防のための手引き書

平成 27 年 3 月発行

平成 30 年 3 月一部改訂

編 集 愛知県 HTLV-1 母子感染対策協議会(平成 25・26 年度)
愛知県安心安全な妊娠出産推進委員会(平成 29 年度)

監 修 岩手医科大学医学部
(一部改訂) 内科学講座 血液腫瘍内科分野 教授 石田高司
(前名古屋市立大学大学院医学研究科血液・腫瘍内科学准教授)

事務局 愛知県健康福祉部児童家庭課

〒 4 6 0 - 8 5 0 1

住所 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 8 3
